

2021年4月30日

株式会社ジャックス

PLANT Payに関する利用者以外の者における不正利用被害の補償方針について

株式会社ジャックス（以下「当社」という。）と株式会社 PLANT が提携し、当社が発行する PLANT Pay（以下「本商品」という。）に関し、本商品の利用者以外の者についての不正利用被害の補償方針は、以下のとおりになります。

1.補償の内容及び手続等について

本商品は、当社の発行するクレジットカードのうち「PLANT カード」（以下「対象クレジットカード」という。）の会員情報等を登録することにより、本商品のアカウントにチャージ（入金）を行うことが可能となっております。

そのため、対象クレジットカードのご契約者様には、カード情報等が盗取または詐取される等の事情に起因して対象クレジットカードが不正に利用され、第三者である本商品の利用者のアカウントに不正にチャージが行われる可能性がございます。

このような場合において、以下のクレジットカードの会員規約の条項の要件等を満たすときには、クレジットカードの発行会社である当社より、以下の規約の定めに従った補償が行われます。

【第10条（カードの紛失・盗難・偽造及びカード番号の盗用等）】

1. 会員は、カード盗難保険にご加入いただきます。
2. 会員がカードを紛失し又は盗難にあったときは、速やかに当社に連絡のうえ、最寄りの警察署又は交番にその旨を届けるとともに、当社所定の届出書を当社宛に提出するものとします。また、会員は当社又は保険会社の調査に協力するものとします。
3. 会員が前項の手続を行った場合、カード盗難保険については当社への届出日の前 60 日以降に起こったカード紛失・盗難、第三者によるカード番号又はカード番号に係る ID 番号等の盗用、その他の事由により、他人に不正利用された不正利用事故による損害金について、次項に定める場合を除き、会員は免責されるものとします。
4. 下記のいずれかに起因する損害については、当社負担の対象とはならず、全額本会員の負担となります。(1)会員の故意又は重大な過失に起因する損害。(2)会員の家族・同居人・留守人・関係人による不正利用に起因する損害。(3)戦争・地震等による著しい秩序の混乱に乗じてなされた盗難・紛失に起因する損害。(4)会員が第2項の届出を怠る、カードを他人に譲渡又は貸与する等、本規約に違反する使用に起因する損

害。(5)年会費の支払を怠っている会員の損害。(6)保険会社の規定する担保期間内にもかかわらず、当社が保険会社より、保険金の支払を拒否された損害。(7)カード利用の際、暗証番号の入力を伴う取引についての損害。(本章第3条第2項但し書きの場合を除きます。)(8)会員が正当な理由なく、当社又は保険会社の調査等に協力しない場合。

5. カード盗難保険料は、当社所定の金額とし、本章第4条の年会費に含まれるものとします。また、カード盗難保険への加入は、毎年自動的に継続されるものとします。
6. 会員が脱会又は会員資格を喪失した場合は同時にカード盗難保険の適用資格を失うものとします。
7. カードは紛失・盗難・毀損・滅失等で当社が認めた場合に限り再発行いたします。この場合には、当社の定める方法等によりカード再発行手数料として1,100円(うち消費税100円)をお支払いいただきます。なお、カードを再発行した場合にはカード情報が変更となることがありますが、当該変更起因する諸手続は会員が行うものとします。
8. 会員のカード情報をもとに作出された偽造カードを使用した不正取引に係るカード利用代金については、会員は支払の責を負わないものとします。この場合、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。
9. 会員は第三者にカード番号又はカード番号に係るID番号等を盗用され、不正な取引が行われたことを知った場合は、速やかに当社に連絡するとともに被害状況等の調査に協力するものとします。
10. 第8項の定めにもかかわらず、次のいずれかに該当する場合、会員は当該カードの利用代金について支払の責を負うものとします。(1)会員に故意又は重大な過失がある場合。(2)会員の家族・同居人・留守人・関係人の使用に起因して不正取引が発生した場合。(3)戦争・地震等による著しい秩序の混乱に乗じて発生した不正取引の場合。(4)会員がカードを他人に譲渡又は貸与する等、本規約に違反する使用をしている場合。(5)会員が正当な理由なく、当社の調査等に協力しない場合。

2.上記に関する相談窓口

カスタマーセンター(お客様相談室)

東京 0570-002277(着信先:神奈川県座間市)

大阪 0570-005599(着信先:大阪府豊中市)

3.不正取引の公表基準

同一ないし類似する手口の不正利用が複数発生し、他のクレジットカードの会員に被害が拡散することを避けるために当社が必要と判断した場合

本商品の利用者に対する補償等の対応方針は、日本資金決済業協会のホームページに周知委託の方法により公表しておりますので、同協会のホームページをご確認ください。